

送付先

弊社お得意 様

令和5年11月20日

株式会社 アトム 大井川工場  
静岡県焼津市中島18-8

TEL 054-664-0522

FAX 054-664-0523

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り御礼申し上げます。  
さて、早速ですが下記の件につきまして案内をさせていただきますので  
ご査収の上ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

題目 フロン類破壊業者許可書更新完了の件

フロン類破壊許可書に記載されている有効期間は平成35年(令和5年) 6月26日ですが  
有効期間内に更新の申請手続きをしておりました。

フロン排出抑制法・第65条3項によって現在も【30H0104】の許可番号で  
破壊処理は許可されておりますが、11月17日に経済産業省・環境省に提出したフロン  
類破壊業者許可更新申請書類の確認が終了し、新しい許可番号【フロン類破壊業者  
許可書】が発行された事をお知らせ致します。

**※新 許可番号 【2023H0104】**

お客様には新しいフロン類破壊業者許可書が発行されるまでの期間、ご迷惑をお掛け  
しておりましたが、何卒ご理解及びご了承をお願い致します。

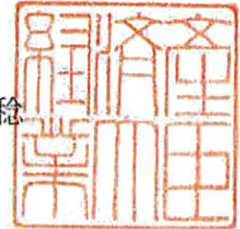
以上

許可番号	2023H0104
------	-----------

20230620製第7号  
環地温発第2311143号  
令和5年11月17日

株式会社アトム  
代表取締役 後藤 政巳 殿

経済産業大臣 西村 康稔



環境大臣 伊藤 信太郎



フロン類破壊業者更新許可書

令和5年6月19日付けをもって申請のありました件については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第65条第2項の規定により許可します。

氏名又は名称及び住所 並びに法人にあって は、その代表者の氏名	株式会社アトム 代表取締役 後藤 政巳 静岡県焼津市八楠三丁目6番地の22
事業所の名称及び所在地	
名称	株式会社アトム 大井川工場
所在地	静岡県焼津市中島18-8
破壊しようとする フロン類の種類	CFC、HCFC、HFC
有効期間	自 令和5年11月17日 至 令和10年6月26日